

医 政 発 0 4 0 5 第 1 3 号
令 和 6 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別紙のとおり通知を发出了したので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体内の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

医政発0405第12号
令和6年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)により示しているところである。これまでの医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、訪問看護等の病院以外の受講者が指定研修機関の実習場所を確認できるようにするため、指定研修機関がHP等で協力施設を公表すること等を追加することとされた。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知）（抄） 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

新	旧
医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和2年10月30日 一部改正 令和6年4月5日	医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和2年10月30日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について	保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について
(前文略)	(前文略)
記	記
第1 (略)	第1 (略)
第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準	第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準
1. 用語の定義 ～ 5. 特定行為研修 (略) 6. 指定研修機関	1. 用語の定義 ～ 5. 特定行為研修 (略) 6. 指定研修機関
(1) ～ (13) (略)	(1) ～ (13) (略)
(14) 留意事項	(14) 留意事項 (略)
① 指定研修機関の指定の申請関係 6. (1) に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者が申請を行うこと。 また、指定申請書（様式1）には、次に掲げる書類を添付し、当該指定研修機関	① 指定研修機関の指定の申請関係 6. (1) に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者が申請を行うこと。 また、指定申請書（様式1）には、次に掲げる書類を添付し、当該指定研修機関

の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

- イ 特定行為研修の研修計画（以下単に「特定行為研修計画」という。様式自由。）
- ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

6. (1) ⑨に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに準ずる書類を提出すること。また、地方厚生局健康福祉部医事課の求めに応じて組織図、財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）等を提出すること。

6. (1 2) に関連して、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行うものであること。

②～⑪ (略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項

1～4 (略)

5 特定行為研修修了者に対して特定行為の実践に関する技術指導やサポート等を行うため、組織的に特定行為研修修了者の活動を推進するための委員会を設置することが望ましい。また、特定行為研修を修了した看護師等をメンターとして配置することが望ましい。

6 指定研修機関の指定を受けようとする者及び特定行為区分変更の承認を受けようとする者が特定行為研修の募集を行おうとするときは、申請中である等の旨を公表すること。

7 指定研修機関は、受講希望者の指定研修機関の選定に資するよう、実習施設となる協力施設名を公表すること。また、協力施設名の公表に当たっては公表時点を明

の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

- イ 特定行為研修の研修計画（以下単に「特定行為研修計画」という。様式自由。）
- ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

6. (1) ⑨に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに準ずる書類を提出すること。

6. (1 2) に関連して、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行うものであること。

②～⑪ (略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項

1～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

記し、毎年更新する等最新の情報とすること。

(別紙1)～(別紙8) (略)
様式1～様式8 (略)
備考 (略)

(別紙1)～(別紙8) (略)
様式1～様式8 (略)
備考 (略)